

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案新旧対照条文

○ 裁判所職員定員法（昭和二十六年法律第五十三号）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行																				
<p>第一条 下級裁判所の裁判官の員数は、次の表のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="588 293 863 1066"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>員数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高等裁判所長官</td> <td>八人</td> </tr> <tr> <td>判事</td> <td>二、一五五人</td> </tr> <tr> <td>判事補</td> <td>八四二人</td> </tr> <tr> <td>簡易裁判所判事</td> <td>八〇六人</td> </tr> </tbody> </table> <p>第二条 裁判官以外の裁判所の職員（執行官、非常勤職員、二箇月以内の期間を定めて雇用される者及び休職者を除く。）の員数は、二万千七百四十四人とする。</p>	区分	員数	高等裁判所長官	八人	判事	二、一五五人	判事補	八四二人	簡易裁判所判事	八〇六人	<p>第一条 下級裁判所の裁判官の員数は、次の表のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="588 1182 863 1955"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>員数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高等裁判所長官</td> <td>八人</td> </tr> <tr> <td>判事</td> <td>二、一五五人</td> </tr> <tr> <td>判事補</td> <td>八五七人</td> </tr> <tr> <td>簡易裁判所判事</td> <td>八〇六人</td> </tr> </tbody> </table> <p>第二条 裁判官以外の裁判所の職員（執行官、非常勤職員、二箇月以内の期間を定めて雇用される者及び休職者を除く。）の員数は、二万千七百七十五人とする。</p>	区分	員数	高等裁判所長官	八人	判事	二、一五五人	判事補	八五七人	簡易裁判所判事	八〇六人
区分	員数																				
高等裁判所長官	八人																				
判事	二、一五五人																				
判事補	八四二人																				
簡易裁判所判事	八〇六人																				
区分	員数																				
高等裁判所長官	八人																				
判事	二、一五五人																				
判事補	八五七人																				
簡易裁判所判事	八〇六人																				